

令和3年度 事業計画書

社会福祉法人

大網白里市社会福祉協議会

令和3年度 事業計画書

【基本方針】

今日、少子高齢化と人口減少が進行するなか、ひとり親世帯、高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯が増加し、自然災害の多発やコロナウイルス感染症拡大などにより、経済情勢や雇用環境が激変し、社会的孤立、経済的困窮、虐待などの複雑多様化した問題が深刻化しています。

このような社会的変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、国においては、住民一人ひとりの支えあい・助け合いにより、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めることとし「地域共生社会」の考え方を示し様々な取り組みを進めています。

【重点項目】

本会では、「第5次大網白里市地域福祉活動計画ーこすもすプランー」（平成30年度～令和4年度）にある基本理念「ふれあい 支えあい 助けあい が広がる“あい”にあふれるまち～踏み出す一歩が 地域をかえる～」に沿って、地域住民と福祉課題を共有し、関係機関や団体等と協働、連携し、福祉事業を展開していくとともに、第5次大網白里市地域福祉活動計画の評価、見直しと第6次地域福祉活動計画の策定に取り組みます。

そのなかでも、市委託事業の生活支援体制整備事業では、高齢者が安心して生活することができる地域づくりを目指して、高齢者の困りごとを解決できるように必要としているサービスの情報提供をしていきます。

また、厳しい財務状況の中、組織運営の透明性・信頼性を基盤として、財務状況改善に向け事業の見直し、事務経費削減、会員制度の推進、赤い羽根共同募金運動等により、自主財源による事業費の確保に努めます。

【組織運営】

1. 理事会
2. 評議員会
3. 監事監査
4. 評議員選任・解任委員会

【実施事業】

1. 広報・啓発活動の充実

(1) ホームページによる情報提供

社会福祉協議会の事業の紹介を掲載するとともに、子育ての情報や障がい者（児）、高齢者向けの情報、ボランティアの情報など、地域福祉に関する情報提供に努めます。

(2) 広報紙「社協だより」の発行 <公共機関に設置及び新聞折込>

第186号…令和3年 5月1日発行

第187号…令和3年 7月1日発行

第188号…令和3年 9月1日発行

第189号…令和3年11月1日発行

第190号…令和4年 1月1日発行

第191号…令和4年 3月1日発行

(3) 住民への社会福祉協議会PR及び地域福祉の周知活動

社協だよりやホームページ、区長回覧などを活用し、社会福祉協議会の事業の周知、会費や共同募金への協力を周知していきます。

2. 相談支援体制の充実

(1) 総合相談所の充実

心配ごと相談・法律相談・税務相談・心の相談の窓口で、住民の方のさまざまな悩みやトラブル等の解決に向けた相談体制の充実に努めます。

3. 福祉理解の促進

(1) 福祉教育の推進

学校における福祉教育に積極的に協力し、児童、生徒、団体を対象に社会福祉への理解と関心を深め、ふれあいと支えあいによる地域連帯の心を育成することをめざします。

(2) 会員加入の促進

社会福祉協議会会員増強をめざし、社協だよりやホームページ等を通じて市民の皆様へに社協の活動を理解いただき、会員加入促進に努めます。

(3) 赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動の推進

市民の皆様にご協力をいただき、戸別募金・法人募金・街頭募金・職域募金など様々な運動を展開していきます。

4. 市民と行政、団体との協働推進

(1) 社会福祉協議会支部活動の推進

市内には、大網支部・山辺支部・瑞穂支部・増穂支部・白里支部の5つの社会福祉協議会支部（支部社協）が設置されており、5つの支部社協では、それぞれの地域住民の方々を中心に、地域の特性を生かしつつ、きめ細やかな地域福祉活動を展開していきます。

5. 行政や地域福祉関係団体との連携

(1) 緊急時に備えた関係機関との連携

災害時には災害ボランティアセンターを設置し、迅速な活動につなげます。情報収集やニーズに応じたボランティアの派遣がスムーズに行えるよう取り組みます。

6. ボランティア活動等市民参画の促進

(1) ボランティアの人材確保及び活動の推進

ボランティアへの参加を促すとともに、ボランティア活動が地域の中で活発に行われるよう支援します。

(2) 介護支援ボランティア事業の推進

高齢者の社会参加を奨励することで、高齢者自身の介護予防を推進するため、登録ボランティアの登録研修会を開催し、ボランティアの増加に努めます。

(3) 災害ボランティアセンター運営への取組み

災害時に災害ボランティアが協力してボランティアセンターを運営できるよう体制を整備します。

7. 地域ぐるみ福祉の推進

(1) 子育てサロンの推進

お母さんとお子さんの地域の中でのふれあいや仲間づくりを、ボランティア（先輩お母さん）が応援します。

(2) 高齢者の見守り活動への取組み 五支部で月1回実施

現在行っている見守り活動を更に推進し、全ての地区において支部による見守り活動が実施されるように取り組みます。

(3) ふれあいいきいきサロンの推進

高齢でひとり暮らしの方や家に閉じこもりがちな方々を対象に、地域の中で住民とふれあい、楽しい仲間づくりを進めていくことによって、いきいきとした活力や生きがいを得られるようにすることを目的として、市内各地区で「ふれあいいきいきサロン」を作り活動していきます。

(4) 生活支援体制整備事業の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、住民主体の地域における支えあい、助けあい活動を推進します。

(5) 第5次地域福祉活動計画の評価・見直しと第6次地域福祉活動計画策定への取組み

地域福祉活動計画に沿って事業を推進します。

8. 在宅福祉サービスの推進

(1) 日常生活自立支援事業の推進

高齢の方や障がいをお持ちの方で、十分な判断ができない方などが地域で安心して生活できるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや、生活に必要な利用料などの支払い手続き、日常的な預貯金の出し入れや書類の管理など、手続きや日常的な金銭管理を代行して、地域で安心して暮らすことができるようにお手伝いします。

(2) 在宅介護用具等貸出事業の推進

介護保険の対象ではない方で日常生活において介護機器をご利用になる方、一時退院などでご自宅での介護を必要とする方、旅行や怪我の治療などでご利用になる方などに、各種介護機器を無料で貸し出します。

(3) 住民主体による訪問型サービスの推進 「訪問型サービスB」

住民主体で掃除や買い物支援を行う訪問型サービスを推進し、住民が住民に手を差し延べることで、住み慣れたまちで安心して暮らせるように支援します。

9. 各種資金貸付の推進

(1) 生活福祉資金貸付

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、生活の安定を図ります。

(2) 被保護者等緊急援護資金貸付

生活保護に規定する要保護者及び要保護者で保護の申請を行った方に、緊急に必要な少額の資金を迅速に貸付し、その世帯の生活の安定と自立更生を図ります。

(3) 善意銀行資金貸付

必要な資金を他の機関から借り入れることが困難な低所得世帯に、緊急に必要な少額の資金を一時的に貸付し、生活の安定と自立更生を図ります。

10. 施設運営

(1) 福祉会館（地域福祉センター）の管理・運営（指定期間 令和2年度～令和6年度）

(2) 老人福祉センター「コスモス荘」の管理・運営（指定期間 平成30年度～令和4年度）